

[事案 30-74] 損害賠償請求

・平成 30 年 10 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の定期訪問による説明がなかったために解約の機会を逸したことを理由に、定期訪問が途絶えた後の契約応答日における解約時受取金額と実際の解約時受取金額の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 4 月に保険料を全期前納して契約した終身保険について、平成 22 年 2 月以降、募集人が解約時受取金額（解約返戻金・前納保険料精算金・配当金の合計）を定期訪問により説明しなかった。ついては、解約時受取金額が高額であった平成 23 年に解約する機会を失ったので、平成 23 年時点と平成 30 年時点の解約時受取金額の差額を損害賠償してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人が訪問して解約時受取金額を説明する法的義務はない。
- (2)募集人の定期訪問が途絶えていたことについては謝罪している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時および定期訪問の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が契約者を定期的に訪問し、解約時受取金額を説明する義務は認められないことから、保険会社に損害賠償責任は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。